告示

○総務省告示第四百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十一年八月二十一日　　総務大臣　佐藤　勉

政党	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党	みんなの党	渡辺　喜美	山口　登	東京都千代田区隼町二―一二　二一、八、一〇	

○中央選挙管理会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　　中央選挙管理会委員長　坂田　桂三

選挙区名	場所	日時
北海道	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館八階　総務省国地方係争処理委員会室	平成二十一年九月四日午前十時三十分
東北	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館八階　総務省国地方係争処理委員会室	平成二十一年九月四日午前十一時
北関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館八階　総務省国地方係争処理委員会室	平成二十一年九月四日午前十一時三十分
南関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室	平成二十一年九月四日午前十時三十分
東京都	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室	平成二十一年九月四日午前十一時
北陸信越	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室	平成二十一年九月四日午前十時三十分
東海	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室	平成二十一年九月四日午前十一時
近畿	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第二会議室	平成二十一年九月四日午前十時三十分
中国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第二会議室	平成二十一年九月四日午前十一時
四国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第三会議室	平成二十一年九月四日午前十時三十分
九州	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第三会議室	平成二十一年九月四日午前十一時

○中央選挙管理会告示第十五号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　　中央選挙管理会委員長　坂田　桂三

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館十一階　共用一一〇一会議室

日時　平成二十一年九月四日午後一時

○中央選挙管理会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　　中央選挙管理会委員長　坂田　桂三

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十一年八月二十二日　午前十一時

○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長　坂田　桂三

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長　坂田　桂三

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日時　平成二十一年八月二十八日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長告示第一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十一日　衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長　坂田　桂三

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館地下二階　第一会議室

日時　平成二十一年八月二十八日　午後二時